

再生・住まいづくり助成金

【対象者】 「三木へきーまい！」助成金の条件に加え、下記要件をすべて満たすもの。

- ・所有者等が移住者に貸渡した登録物件について賃貸借契約を締結した所有者等（固定資産税額相当分助成）及び申請月から3年以上登録物件に住む意思のある移住者（家賃助成）。
- ・所有者等及び移住者が3親等以内の親族でないこと。
- ・申請者及び申請者が属する世帯構成員に、町税等の滞納がないこと。
- ・申請者及び申請者が属する世帯構成員に、県税等の滞納がないこと。（家賃助成の申請を行う県外移住者に限る。）

【対象経費】

- ・賃貸借物件に係る固定資産税（土地・家屋分含む。）
- ・貸借物件に係る家賃

【助成金額】

1 固定資産税額相当分助成

助成が受けられるのは2か年とし、1年目は申請年度における年税額の全額（上限10万円）、次年度（2年目）分として当該申請年度における年税額の2分の1（上限5万円）とする。

2 家賃助成

家賃とは賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料等を除く。）から住宅手当等住宅について事業主が従業員に対して支給する住宅に関する全ての手当を差し引いた額をいい、交付の期間は、入居月の翌月から起算して24か月を上限とする。

- ・県外移住者 上限月額10,000円
- ・県内移住者 上限月額5,000円

【申請手続】

賃貸借契約が成立した後に、移住者が登録物件での居住を開始したときに申請すること。

- ・申請書（様式第2号）
- ・町税等の納税証明書
- ・県税の納税証明書（家賃助成の申請を行う県外移住者に限る。）
- ・対象となる土地及び家屋の公課証明書又は固定資産税納税通知書の写し（所有者等に限る。）
- ・賃貸借契約書の写し
- ・誓約書（様式第6号）
- ・住民票謄本（移住者に限る。三木町転入後のもの）
- ・助成金等請求書（様式第15号）
- ・その他町長が必要と認める書類

お問い合わせ先

香川県木田郡三木町大字氷上310番地 三木町役場 地域活性課 ふるさと係

TEL：087-891-3320 / Fax：087-898-1994 Mail：chikikassei@town.miki.lg.jp